※第20条第３項の別紙の例（児童発達支援、放課後等デイサービス）

この別紙を重要事項説明書でも使用することで、運営規程と重要事項説明書の不一致を発生させないようにする。

別紙　利用者から受領する費用

１　創作活動に係る材料費　１回につき○○○円

２　おやつ代　１食あたり○○○円

３　その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費

実費相当額以上の徴収は認められない。また、冬季暖房代の徴収は認められない。

他、実際に提供する障害児通所支援の内容ごとに発生する利用者負担金について記載する。

なお、日常生活費の範囲については厚生労働省通知「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成24年３月30日　障発0330第31号）」に留意すること。